

【文化スポーツ部・文化施設政策監】

件 名	京都府が付与した称号及び規程の取扱いについて
申立概要 【受理 4. 8. 2 4. 11. 29 5. 2. 7】	① 府から称号を付与された者が、府の計画と相違する意見を表明しているが、そのことをもって称号の取消・停止等の必要はないとしていることについて、どのような理由か。 ② 府の懇話会に、府から称号を付与された者が参加しているが、懇話会委員名簿の役職名が府から付与された称号ではないのはなぜか。 ③ 称号授与規程制定にあたり、称号取消条項を備えた規程を参考としなかったのはなぜか。 ④ 「A 計画」について発言があるが、「A 計画」が存在したと考える根拠を示してほしい。 ⑤ 府の計画に関して、現職の職員が個人的な見解を表明した場合、それがどのような内容でも許されるのか。
確認事項 【通知 4. 10. 19 5. 1. 27 5. 3. 27】	① 称号を付与された者の言動は、個人としての意見を主張したものであり、迷惑行為・不正行為等に該当するものではないため、直ちに称号の取消・停止等が必要であるとは考えていない。 ② 懇話会委員名簿の役職等については、各委員に確認し、委員の申し出による役職等を掲載している。 ③ 称号授与規程の制定に当たっては、当時、部内で所管する関係機関の事例を参考にしたものと推察しており、また、称号の取消・停止に関する条項の有無にかかわらず、称号を取り消すことが可能である。 ④ 検討委員会において検討されたものと考えている。 ⑤ 現職の職員が個人的な見解を表明した場合の対応については、個別具体の事案に応じて検討することになる。